

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【訓 令】

○ 岡山県職員服務規程の一部改正

（県例規集登載）

人事課

【告 示】

○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧

水産課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

【公 告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

○ 基本測量の終了

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

建築指導課

○ の完了

〃

【公安委員会】

○ 指定講習機関の指定の一部改正

運転免許課

令和5年4月25日 岡山県公報 第12492号

◎岡山県訓令第9号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県職員服務規程(昭和三十六年岡山県訓令第5号)の一部を次のように改正する。
令和五年四月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第十八条第一項中「常に」を「執務時間中、」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、知事が特に認める場合はこの限りでない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百四十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

岡山県笠岡市北木島町七八七五―二 藤井 幸男

岡山県笠岡市北木島町七九二四 奥野 安人

二 加入区

北木島

三 漁船損害等補償法第一百三十一条の申出をする漁業協同組合の名称

笠岡市漁業協同組合

四 縦覧期間

令和五年四月二十五日から同年五月九日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

令和5年4月25日 岡山県公報 第12492号

◎岡山県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年四月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁旭線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
加賀郡吉備中央町尾原字田辺二一五六番 一地先から 加賀郡吉備中央町尾原字田辺二一四八番 一地先まで	新	八・一〇 一一・一	一五二・八
加賀郡吉備中央町尾原字田辺二一五六番 一地先から 加賀郡吉備中央町尾原字田辺二一四八番 一地先まで	旧	四・九〇 七・一	一五二・八

令和5年4月25日 岡山県公報 第12492号

◎岡山県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年四月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	高梁旭線	加賀郡吉備中央町尾原字田辺二二五六番一地 先から 加賀郡吉備中央町尾原字田辺二二四八番一地 先まで	令和五年四月二十五日

令和5年4月25日 岡山県公報 第12492号

〔二一〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年四月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン高梁

所在地 高梁市落合町阿部一七三一番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 備中開発株式会社

住所 高梁市落合町阿部一七〇〇番地

代表者の氏名 代表取締役 國長 謙司

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 メガネの田中チェーン株式会社

住所 大阪府大阪市北区中之島三丁目二番四号

代表者の氏名 代表取締役 ホール デイミアン オマワリ

ほか 十一者（届出書別紙に記載のとおり）

（変更後）名称 メガネの田中チェーン株式会社

住所 広島県広島市中区本通二番一〇号

代表者の氏名 代表取締役 ホール デイミアン オマワリ

ほか 十者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

令和五年一月三十日ほか

二 届出年月日

令和五年四月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年四月二十五日から同年八月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和5年4月25日 岡山県公報 第12492号

〔二一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

令和五年四月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾七区土地改良区

二 退任及び就任役員

氏名	氏名	住 所	理事 の別
片山 敬史	片山 敬史	岡山市南区西七区六八九	理事
仲田 国雄	仲田 国雄	〃 〃 一五八	理事
北尾 修一	北尾 修一	〃 〃 五八九	理事
山本 正三	藤原 義則	〃 〃 迫川四五九	理事
高原 太一	近藤二三夫	玉野市東高崎四〇―二二	理事
末藤 和広	藤原 恭介	〃 〃 八浜町大崎四四九	理事
大野 秀男	岡田 康弘	〃 〃 南七区一八〇	理事
東 政文	東 政文	〃 〃 九七	理事
井戸 惇	茅野 進	岡山市南区北七区四五六	理事
芳賀 信行	藤原 直喜	〃 〃 二〇三	理事
藤原 義則	土屋 敏朗	玉野市東高崎四〇―二二	理事
山本 道夫	田淵 寿子	〃 〃 奥迫川一三〇〇―三	理事
		〃 〃 東七区三四四	理事
		〃 〃 南七区三九	理事
		岡山市南区北七区二一一	理事

監事

令和5年4月25日 岡山県公報 第12492号

〔二二二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和五年四月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市、倉敷市、津山市、笠岡市、高梁市、新見市、瀬戸内市、真庭市、美作市、和气町、新庄村、鏡野町、美咲町
測量の種類	基本測量（電子基準点測量）
終了年月日	令和五年三月三十一日

〔二一三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年四月二十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字馬道五四三、五四八―一、五四九

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市岡谷二〇―一―三

社会福祉法人進和福祉会

理事長 劔持 堅吾

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月三十日岡山県指令建指第二五三号

令和5年4月25日 岡山県公報 第12492号

〔二一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年四月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四一三―八、四一九―三、四一九―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市大島三六二―一ルミナスガーデン二〇一

小林 亮太

小林 千夏

三 許可年月日及び許可番号

令和五年三月十五日岡山県指令建指第五一六号

◎岡山県公安委員会告示第四十六号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。
令和五年四月二十五日

本則の表九の項を次のように改める。

岡山県公安委員会

九	千葉県市原市八幡海岸通一番地 株式会社NHファシリテイズ 代表者 竹下哲哉	玉野市用吉一六九七番地一 玉野自動車教習所	普通免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許に係る初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習	平成二年九月一日 平成九年一月二十七日 平成十六年十二月一日 令和五年四月五日
---	---	--------------------------	---	--